

徳島県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年6月14日

徳島県監査委員 福西 永 義 和
同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同

監査結果の公表年月日	平成23年2月18日					
監 査 の 結 果			講 じ た 措 置			
<p>(1) 歳入で未収となっているもの</p>	<p>< 西部総合県民局企画振興部 美馬庁舎 三好庁舎 > 県税及び税外収入について，市町村等関係機関と連携して，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。</p>		<p>滞納となった県税及び税外収入については，毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき計画的な滞納整理に取り組んでいる。収入未済額の7割以上を占める個人県民税については，平成19年度に所得税から個人住民税への税源移譲が行われ，課税額が約1.8倍に増加したことに伴い，その収入未済額も増加した。</p> <p>個人県民税の収入確保への取り組みとしては，県と市町税務職員による「共同徴収・共同催告」や地方税法第48条の規定に基づき個人住民税の徴収権を市町から引継ぎ，県が直接徴収するなど，市町と連携し滞納整理の促進に努めている。</p> <p>また，平成20年度から実施している「個人住民税の特別徴収制度」の普及・拡大への取り組みを強化するため，市町と連携し普通徴収の事業所に対して特別徴収への移行の働きかけを行うとともに，一定規模の普通徴収事業所に「特別徴収実施予告書」を送付し，特別徴収への移行を促すこととしている。</p> <p>その他の税目については，滞納整理の進捗状況の確認や滞納整理方針について協議するため，定期的に進行管理を行うことにより，効果的に滞納整理を推進している。また，電話催告，臨戸による納税指導の他，7～9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め，滞納処分を中心とした滞納整理を行っている。個人県民税に次いで収入未済額が多い自動車税については，滞納件数が多いため，担当地区別の徴収状況を把握し，進行管理に努めている。</p> <p>これらの取り組みの結果，西部総合県民局管内の県税の平成21年度決算における収入未済額157,986,753円が平成23年3月末現在で101,201,568円となり，56,785,185円減少した。また，税外収入は平成21年度決算における収入未済額12,029,300円が11,398,700円となり，630,600円減少した。</p> <p>今後も，さらなる適正，公平な税務行政の実現に向けて，納税秩序を確立し，税収の確保を図るために，県税の納期限内の収入確保とと</p>			
	<p>県税の収入未済額の状況</p>					
	<table border="1"> <tr> <td>平成21年度決算額</td> <td>157,986,753円</td> </tr> </table>	平成21年度決算額			157,986,753円	
	平成21年度決算額	157,986,753円				
	<table border="1"> <tr> <td>平成20年度決算額</td> <td>162,632,541円</td> </tr> </table>	平成20年度決算額			162,632,541円	
	平成20年度決算額	162,632,541円				
<table border="1"> <tr> <td>増 減 額</td> <td>4,645,788円</td> </tr> </table>	増 減 額	4,645,788円				
増 減 額	4,645,788円					
<p>税外収入の収入未済額の状況</p>						
<table border="1"> <tr> <td>平成21年度決算額</td> <td>12,029,300円</td> </tr> </table>	平成21年度決算額	12,029,300円				
平成21年度決算額	12,029,300円					
<table border="1"> <tr> <td>平成20年度決算額</td> <td>12,189,300円</td> </tr> </table>	平成20年度決算額	12,189,300円				
平成20年度決算額	12,189,300円					
<table border="1"> <tr> <td>増 減 額</td> <td>160,000円</td> </tr> </table>	増 減 額	160,000円				
増 減 額	160,000円					

もに滞納繰越分の整理に努める。また、個人県民税については、市町と連携し徴収支援の充実に努める。

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >
返納金（児童扶養手当返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

平成21年度決算額	2,369,560円
平成20年度決算額	5,161,360円
増 減 額	2,791,800円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成21年度決算額	11,675,654円
平成20年度決算額	11,286,596円
増 減 額	389,058円

1. 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況
児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態把握に努め、適切な納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に努めている。

その結果、平成21年度決算額で2,369,560円であった収入未済額のうち、平成23年3月末までに126,000円を収納した。

また、年1回の現況届提出時に、パンフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時払前には、町役場に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼をするなど、新たな返納金発生防止策を講じた結果、平成22年度中に返納金は発生していない。

今後とも、さらに債務者の生活状況を把握し、定期的な電話及び訪問による納付指導を行うことで、返納金の縮減に努めるとともに、町役場との連携をより一層強化することで、返納金発生未防止を徹底したい。

2. 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

母子福祉資金貸付金元利収入については、「母子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、全滞納者に対して定期的な電話又は訪問指導を行っている。

さらに、新たな取り組みとして、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催するとともに、滞納者に償還の自覚を促すため、滞納者毎に償還計画を作成して計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。

このような取り組みの結果、平成21年度決算額で11,675,654円であった収入未済額のうち、平成23年3月末までに739,780円を収納した。

また、新たな未収金の発生防止策として、貸付調査時の借受人及び連帯保証人に対する面接時に利用目的・所得状況等を充分確認し、制度の趣旨や連帯保証人に係る連帯債務について十分な説明を行うとともに、適正な償還計画及び口座振替による償還を指導している。また、償還開始1ヶ月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を発送し償還を促すなど、未収金の発生防止に精力的に取り組んでいる。

今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導で、計画的な償還を促し、より一層、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな未収金の発生防止に向けた滞納防止策を徹底したい。

< 西部総合県民局保健福祉環境部 美馬庁舎 >
返納金（生活保護返納金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要が

生活保護返納金については、一括返済が困難な者は生活保護返納マニュアルに基づき分割で返納させるなど、可能な限り収入未済となら

ある。

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成21年度決算額	21,575,649円
平成20年度決算額	21,709,680円
増 減 額	134,031円

ないよう努力しているが、債務者の大半が生活困窮者であり返済困難となり途中で中断し収入未済となる場合がある。

このような債務者に対しては、督促状や催告状を出すとともに、平成22年度は未済者全ケースをチェックして定期的納付者、不定期納付者、最近納付がない者、増額が可能な者、未納付者等に仕分けし、徴収（訪問）計画をたて地区ごとに徴収班を編成して、年金支給月（年4回）等に訪問し納付を促し徴収を行うとともに、必要に応じて随時訪問し粘り強く説得を重ねながら徴収に努めた。

なお、市町村合併により県から美馬市、三好市に移管され県が徴収すべき債権が残っているケースについては、両市福祉事務所との連携をはかり徴収に努めた。

このような取り組みの結果、ほとんどの債務者において定期的な返済ができており、平成21年度決算額で21,575,649円であった収入未済額のうち平成23年3月末までに1,267,549円を収納した。

また、新たな収入未済の発生防止策としては、生活保護全世帯に対し生活保護のしおりを配布し、収入申告の義務等に関する周知徹底を図るとともに、民生委員、関係機関等への情報提供の依頼を行った。

今後は、生活保護返納マニュアルに基づく適正な債権管理に努めるとともに、困難な事例等については、部内での対策会議等により対応策を検討し未収金の徴収に努めたい。

< 西部総合県民局保健福祉環境部 美馬保健所庁舎 >
児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

平成21年度決算額	881,420円
平成20年度決算額	999,110円
増 減 額	117,690円

新たな収入未済額の発生を防ぐため、児童の措置に当たっては保護者に対し、負担金について理解を得るよう措置時の説明や措置通知に際し説明書を添付するなど周知に努めている。

また、現年度の未納者に対しては訪問、電話、文書により納付を促すなどねばり強く納付指導を行っている。本年度は特に訪問や文書による督促を増やすなど納付指導を強化している。

過年度からの未収金については、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき督促状や催告状を出すとともに、職員がチームを組んで手当受給日等に居宅訪問するなど、訪問、電話による督促を強化し、債権管理に努めている。

また、未納者の実情を把握するため市町等関係機関に協力を求め、生活状況、所在不明者の居所の把握に努めるなど連携に努めている。

その結果、過年度未納者9件の内3件が完納に至るなど、平成21年度における収入未済額881,420円は平成23年3月末現在369,780円減少し511,640円となっている。

今後とも、適切な債権管理に努めるとともに、職員全体で滞納者の状況に応じた対応策を検討し、組織一体となって訪問指導を強化し、収入確保に努めたい。

< 西部総合県民局農林水産部 美馬庁舎 >
返納金（前払金返納金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（前払金返納金）の収入未済額の状況

A社の返納金については、地方自治法施行令第171条に基づき継続的に督促の手続きを行っており、平成21年度においては訪問による督促を6回、督促状の送付を6回行い、平成22年度においては平成23年3月末現在、訪問による督促を11回、督促状の送付を6回行うなど、返

平成21年度決算額	3,343,000円
平成20年度決算額	3,343,000円
増 減 額	0円

納金の回収に努めてきた。
 しかし、資産状況等について調査を実施したところ、事業活動がされておらず、所有している不動産もなく、無資力の状態である。
 また、地方自治法施行令第171条の6に基づき、経営再建に向け履行延期申請の手続きを促すなど、債権回収のための様々な措置を講じたところではあるが、A社からは何らの回答も無い状況である。
 なお、平成21年度に設置された「徳島県未収金対策委員会」では、「債務者には返済だけを求めるのではなく、利用できる他の施策や制度があればサポートしてはどうか」や「訴訟するに当たっては、回収見込み等、費用対効果を見極めることも重要である」等の意見を受けている。
 今後も「徳島県債権管理基本方針」に基づき、本庁関係課とともに「徳島県未収金対策委員会」での専門家の意見も伺いつつ検討を進め、引き続き適切な返還交渉に努める。

(2) 契約事務で適切でないもの

<西部総合県民局県土整備部 三好庁舎 >
 物品の購入について単価契約を締結しているが、規格の異なる物品の購入を当該契約により行っていたものがあった。今後、このようなことがないように、チェック体制を強化する必要がある。

当該事案は、平成21年度に購入した特殊常温合材について、実際に納入された物品が契約書に記載された物品と比較して、品質や1kg当たり単価は変わらないものの、1袋当たりの重量が相違していたものである(契約物品は1袋当たり20kg、納入物品は1袋当たり30kg)。
 今回の指摘を真摯に受け止め、契約関係書類の内容チェックや適正な検収確認について、機会ある毎に職員に周知徹底を図るとともに、平成22年度の契約事務について年度末までに再確認の作業を行った。また、同様の事態が発生しないよう、物品を要求・使用する部門と発注・支払する部門の担当が各契約案件ごとに確認・打合せを実施することを義務付けることにより、チェック体制を強化し、事務の適正化に努めている。

<西部総合県民局県土整備部 美馬庁舎 >
 随意契約により契約を締結する目的で提出させた見積書に記載されている金額により契約金額を決定したが、契約書にその契約金額の記載がなされずに契約書を作成しているものがあった。今後、このようなことがないように、チェック体制を強化する必要がある。

契約に関する会計書類について、適正に作成・保管されているか、平成21年度に再点検を行ったにもかかわらず、今回の事例が発生したことを深く反省し、契約事務の適正執行について、職員会議等機会あるごとに周知徹底を図るとともに、平成22年度の契約事務について年度末までに再確認の作業を行った。
 また、今後、契約事務について同様の事態が発生することの無いよう、業務担当係長と事務担当者に加えて、契約事務の総括を所管する企画担当の全職員の内容確認を行うなど部内のチェック体制を整備・強化し、事務の正確性を確保することに努めている。

監査結果の公表年月日	平成23年3月14日
------------	------------

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
-----------	-----------

(1) 歳入で未収
となっている
もの

< 徳島中央高等学校 > < 阿南工業高等学校 > < 阿波農業高等学校 >
< 鴨島商業高等学校 >
高等学校使用料の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

高等学校使用料の収入未済額の状況

< 徳島中央高等学校 >

平成21年度決算額	154,840円
平成20年度決算額	125,090円
増 減 額	29,750円

< 阿南工業高等学校 >

平成21年度決算額	217,800円
平成20年度決算額	49,000円
増 減 額	168,800円

< 阿波農業高等学校 >

平成21年度決算額	265,700円
平成20年度決算額	67,600円
増 減 額	198,100円

< 鴨島商業高等学校 >

平成21年度決算額	1,212,800円
平成20年度決算額	1,720,300円
増 減 額	507,500円

高等学校使用料（授業料）の収入未済については、各県立高等学校において「徳島県立高等学校授業料納入指導要項」及び「徳島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づき、教職員が納入督促を続けている。

平成22年4月から公立高等学校の授業料は原則不徴収となったことにより、新たな未収金は発生していないが、滞納者のうち在校生については、保護者との面談の際の督促や電話督促、卒業生や退学者に対しては、家庭訪問や電話による督促に努めている。

この結果、平成21年度決算額で、3,741,640円であった収入未済額のうち、平成23年3月末までに1,591,370円を収納した。

各学校においては、督促を繰り返し行い徴収に努めており、また、債務承認をとるなど時効の中断にも努めているところではあるが、最後まで徴収に取り組んだものの納入には至らず、消滅時効が完成した未収金については、やむを得ず法令の規定に基づき欠損処分を行った。

今後は、残る未収金について、教育委員会は県立学校と個別の事案について相談に乗るなど連携を密にした対応を行い、学校においては、教職員が一体となって家庭訪問や電話などにより、繰り返し納入督促を行うなど、ねばり強く収入未済の解消に努めることにしている。

徳島中央高等学校

未納者5名については、既に卒業、退学した者であるため生活の実態把握が困難であり、その対応に苦慮しているところであるが、ねばり強く郵便による督促状の送付及び休日を含めた家庭訪問による督促を行うなど徴収の強化に努めた。

この結果、平成21年度決算額で154,840円であった収入未済額のうち、平成23年3月末までに、2名から10,060円収納した。この2名については、いずれも未成年者であり、厳しい家庭環境にある中で本人自身が納付したものである。また、残りのうち1名は、口頭ではあるものの、平成23年3月末に初めて滞納金の分納の意思が示されたところである。

なお、最近になって1名、新たに行方不明となっていることが判明し、既に所在不明となっていた1名とも併せ、関係機関等を通じてその所在の確認に努めている。

このように所在不明の2名を除く3名については、様々な問題を抱えてはいるものの、納付の意思を示すなど徐々にではあるが改善の兆しも見せてきており、教職員一体となって今後も引き続き、家庭訪問等をさらに強化し、関係市町村との連携、緊密な情報収集のもと、債務者の実態に応じた徴収の徹底を図り、早期の未収金解消に努めてまいりたい。

阿南工業高等学校

未納者に対して、毎月督促状を送付するとともに、管理職、学年主任、担任、事務室からなる授業料未納者対策検討委員会を開き、未納

者の状況に応じた対応を協議し、在学者には電話や担任との面談又は家庭訪問による督促を繰り返し行った。退学した者に対しては家庭訪問を行い督促に努めた。

この結果、平成21年度決算額で10名217,800円あった収入未済額のうち、平成23年3月末までに128,300円を収納した。現在の収入未済額は2名89,500円である。

今後とも、教職員が連携して家庭訪問を含めねばり強く督促を続けることにより、授業料未収金の収納に努めたい。

阿波農業高等学校

未収金については、徴収マニュアルに基づき学年主任、担任、事務職員が連携し三者面談等の機会を捉え、直接督促するとともに、納入の確約書の提出を求めるなど、支払を促してきた。

この結果、平成21年度決算額で265,700円であった収入未済額のうち、平成23年3月末までに158,400円を収納した。

平成23年3月末時点での未納は、2名で107,300円となっている。そのうち1名は在校生で長期未納であったが、督促に努めた結果、平成23年2月24日に一月分(9,900円)の納入があるなど、改善の兆しが見られており、今後とも督促を続け、早い時期に完納させたい。また、もう1名の退学者分については、保護者、本人とも現在居住先不明であり、関係機関等と連携し所在の確認に努めてまいりたい。

鴨島商業高等学校

授業料未納者対策検討委員会を随時開催し、滞納者の実情を把握するとともに、対応策を協議した。卒業生、退学者に対しては、定期的に督促状を送付するとともに、元担任が電話等で連絡をとるなど督促に努め、うち1名については滞納額を完納することができた。

しかし、卒業してから時間も経過していることから、連絡がとれない滞納者が多く、また、納入確約書を提出した場合も計画どおり返済できていないのが現状である。

在校生については、担任・学年主任・教頭・事務室が連携して、督促状や家庭訪問による督促を続け、卒業までに全員完納することができた。

この結果、平成21年度決算額で1,212,800円であった収納未済額のうち、平成23年3月末までに、266,600円を収納した。また、徴収に努めたものの納入には至らず、平成22年度中に消滅時効となった未収金376,000円については、やむを得ず欠損処分を行った。

今後も引き続き、授業料徴収事務マニュアルに基づき、徴収促進を図っていく。